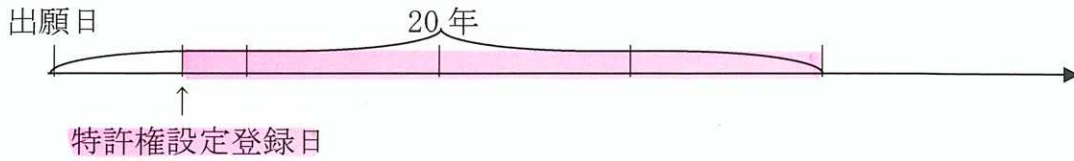


<存続期間シリーズ>

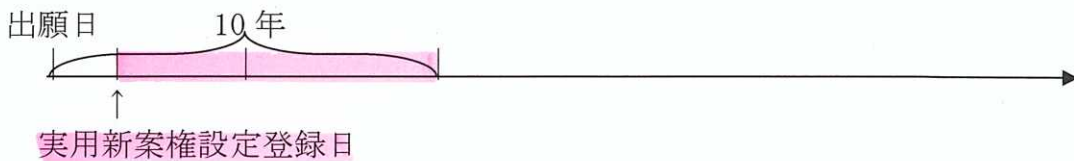
【特許権の存続期間（特許法 67 条 1 項）】

特許権の存続期間は、特許出願の日から20年をもって終了する。



【実用新案権の存続期間（実用新案法 15 条）】

実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から10年をもって終了する。



【意匠権の存続期間（意匠法 21 条 1 項）】

意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、意匠登録出願の日から25年をもって終了する。



【関連意匠の意匠権の存続期間（意匠法 21 条 2 項）】

関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠登録出願の日から25年をもって終了する。



<意21条2項の趣旨>

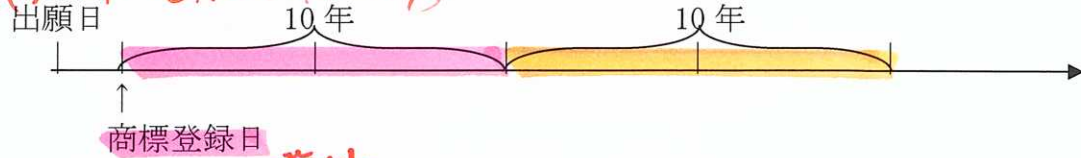
基礎意匠の意匠権と関連意匠の意匠権の
権利範囲が重複する部分に関し、
権利の実質的な延長が生じかゝるにむかひ、
規定されたものである（青本意21条2項参照）。

【商標権の存続期間（商標法 19 条）】

商標権の存続期間は、**設定の登録の日から10年をもって終了する。**

- 2 商標権の存続期間は、**商標権者の更新登録の申請により更新することができる。**
- 3 **商標権の存続期間を更新した旨の登録があったときは、**
存続期間は、**その満了の時に更新されるものとする。**

商出 (SONY, 電気通信機械器具)



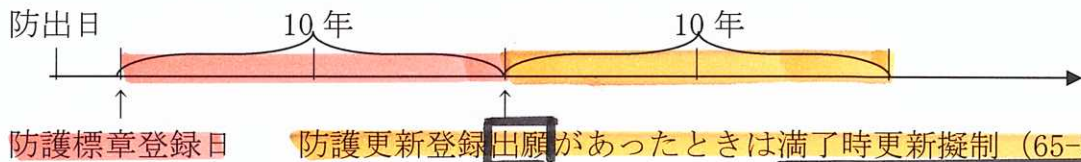
権利

【防護標章登録に基づく存続期間（商標法 65 条の 2）】

防護標章登録に基づく権利の存続期間は、**設定の登録の日から十年をもって終了する。**

- 2 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、**更新登録の出願により更新することができる。**ただし、その登録防護標章が第 64 条〔防護標章登録の要件〕の規定により防護標章登録を受けることができるものでなくなつたときは、**この限りでない。**

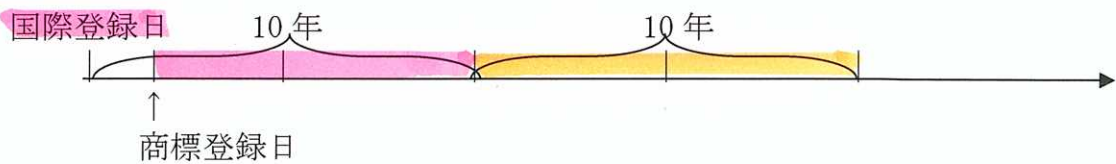
防出 (SONY, 432LT)



【国際登録に基づく商標権の存続期間（商標法 68 条の 21）】

国際登録に基づく商標権の存続期間は、**その国際登録の日（その商標権の設定の登録前に国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から十年をもって終了する。**

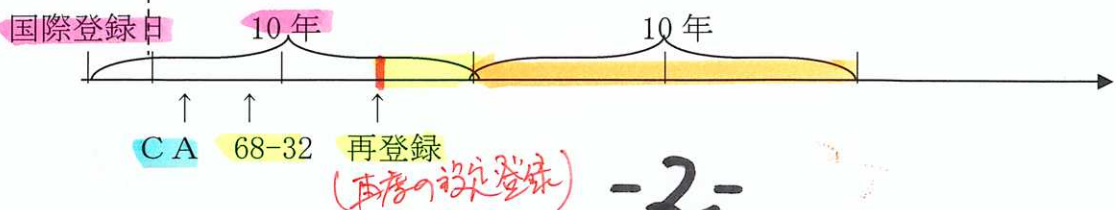
- 2 国際登録に基づく商標権の存続期間は、**国際登録の存続期間の更新により更新することができる。**
- 3、4 省略



【存続期間の特例（商標法 68 条の 36）】

前条に規定する商標権の存続期間は、**当該出願に係る国際登録の国際登録の日（当該国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から十年をもって終了する。**

- 2 前項に規定する商標権の存続期間については、**19条1項の規定は、適用しない。**



【育成者権の発生及び存続期間（種苗法 19 条）】

育成者権は、品種登録により発生する。

- 2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から25年（第4条第2項に規定する品種にあつては、30年）とする。

↓
永年性植物

（一度植付けたら永年収穫できる作物）

【(特許の) 保護期間（TRIPs 協定 33）】

保護期間は、出願日から計算して20年の期間が経過する前に終了してはならない。

【(意匠の) 保護期間（TRIPs 協定 26 条 3）】

保護期間は、少なくとも10年とする。

【国際登録の最初の期間及び更新並びに保護の存続期間（ジュネーブ改正協定 17 条）】

- (1) [国際登録の最初の期間]

国際登録は、国際登録の日から起算して五年を最初の期間として効果を有する。

- (2) [国際登録の更新]

国際登録は、所定の手続に従い、所定の手数料を支払うことを条件として、更に5年の期間更新することができる。

- (3) [指定締約国における保護の存続期間]

(a) 指定締約国における保護の存続期間は、国際登録が更新されることを条件として、(b)の規定が適用される場合を除くほか、国際登録の日から起算して15年とする。

(b) 指定締約国の法令に基づいて保護が付与されている意匠について15年を超える保護の存続期間を当該指定締約国の法令に定めている場合には、保護の存続期間は、国際登録が更新されることを条件として、当該指定締約国の法令に定める期間と同一とする。



【(商標の) 保護期間（TRIPs 協定 18 条）】

商標の最初の登録及び登録の更新の存続期間は、少なくとも7年とする。

商標の登録は、何回でも更新することができるものとする。

【国際登録の存続期間並びに国際登録の従属性及び独立性（マドプロ6条）】

- (1) 国際事務局における標章登録の存続期間は、10年とし、及び次条に定める条件に従って更新することができる。

【著作権法における保護期間】

(保護期間の原則)

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

- 2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）七十年を経過するまでの間、存続する。

(無名又は変名の著作物の保護期間)

第五十二条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作者の死後七十年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作者の死後七十年を経過したと認められる時において、消滅したものとする。

- 2 省略

(団体名義の著作物の保護期間)

第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年（その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年）を経過するまでの間、存続する。

- 2 省略
- 3 省略

(映画の著作物の保護期間)

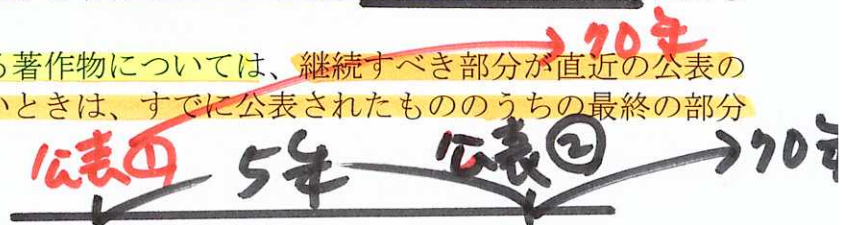
第五十四条 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年（その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかつたときは、その創作後七十年）を経過するまでの間、存続する。

- 2 映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著作物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとす。
- 3 省略

(継続的刊行物等の公表の時)

第五十六条 第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第五十四条第一項の公表の時は、冊、号又は回を追って公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとし、一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする。

- 2 一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、継続すべき部分が直近の公表の時から三年を経過しても公表されないときは、すでに公表されたもののうちの最終の部分をもって前項の最終部分とみなす。



(保護期間の計算方法)

第五十七条 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項又は第五十四条第一項の場合において、著作者の死後七十年又は著作物の公表後七十年若しくは創作後七十年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

2023. 6. 5 作成
2023. 6. 7 死亡

2093. 12. 31 に
満了する。

外国(50年) vs 日本(70年)

(保護期間の特例)

第五十八条 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国、著作権に関する世界知的所有権機関条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国である外国をそれぞれ文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の規定に基づいて本国とする著作物（第六条第一号に該当するものを除く。）で、その本国において定められる著作権の存続期間が第五十一条から第五十四条までに定める著作権の存続期間より短いものについては、その本国において定められる著作権の存続期間による。

短い方:合わせる。(by相互主義)

(出版権の存続期間)

第八十三条 出版権の存続期間は、設定行為で定めるところによる。

2 出版権は、その存続期間につき設定行為に定めがないときは、その設定後最初の出版行為等があった日から三年を経過した日において消滅する。

第六節 保護期間

(実演、レコード、放送又は有線放送の保護期間)

第一百一条 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時に始まる。

- 一 実演に関しては、その実演を行った時
- 二 レコードに関しては、その音を最初に固定した時
- 三 放送に関しては、その放送を行った時
- 四 有線放送に関しては、その有線放送を行った時

2 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもって満了する。

- 一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した時
- 二 レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して七十年（その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して七十年を経過する時までの間に発行されなかつたときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して七十年）を経過した時
- 三 放送に関しては、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時
- 四 有線放送に関しては、その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時